

農地法第3条許可（農地所有適格法人）

—農地を耕作するための売買や貸借を行うとき—

毎月原則 20 日×

添付書類	摘要	提出部数
付近見取図		各 1 部
公図		
土地の登記事項証明書	全部事項証明書に限る	
印鑑証明書		
住民票謄本、戸籍の附票等	必要な場合のみ	
法人の登記事項証明書	現在事項全部証明書に限る	
法人の定款（写）		
組合員名簿又は株主名簿（写）	農事組合法人または株式会社の場合	
農地所有適格法人が農地法第3条の規定により許可申請する場合の追加記載書	※別紙様式	
営農計画書（農業経営計画書）	※別紙様式	
耕作状況証明書	譲受人（借人）が市外在住の場合	
その他参考となるべき書類		
委任状	代理人が申請する場合	

※申請内容によっては不要な書類もありますので、最後までよくお読み下さい。

●付近見取図について

土地の位置及び付近の状況を示す図面で、住宅地図の写しやインターネット上の地図。

●公図について

発行から概ね3ヶ月以内の物で、写しでの提出でも可能。

登記情報提供サービスで取得した物でも可。

●土地の登記事項証明書、印鑑証明書について

発行から概ね3ヶ月以内の物で、写しでの提出でも可能。ただし、その場合は窓口で原本確認をしますので、原本を持参して下さい。

土地の登記事項証明書は登記情報提供サービスで取得した物は不可。

印鑑証明書は譲渡人（貸人）及び譲受人（借人）の物。また、共有者がいれば全員の物が必要。

●住民票謄本、戸籍の附票等について

登記事項証明書に記載されている住所と、印鑑証明書の住所が異なる場合、いずれかの書類を添付して下さい。同一人物か確認する為、住所が繋がっていることが必要。

発行から概ね3ヶ月以内の物で、写しでの提出でも可能。ただし、その場合は窓口で原本確認しますので、原本を持参して下さい。

●委任状について

代理人の住所・氏名、申請の要旨、連絡先、委任する者の住所・氏名を明記の上、押印（認印）のこと。

【その他】

●申請書の押印は実印が必要です。

●申請書の日付は提出時に記入して下さい。

●新規就農希望者（農地取得希望者）は農業経験の有無等をお聞きしますので、別紙ヒアリングシートへ記入の上、申請時に提出をお願いします。

●必要に応じて、記載した以外の添付書類を求める場合があります。

●申請に関する詳細については、宇治市農業委員会事務局までお問い合わせ下さい。

●許可後の手続きについて

法人の毎事業年度終了後、3ヶ月以内に農地所有適格法人状況報告書の提出が必要となります。